

## 文京区公共施設マネジメントシステム導入業務委託プロポーザル募集要項

### 1 募集目的

公共施設マネジメントを効率的かつ安定的に推進するためには、区が所有する公共施設の基礎情報、建物状況、運営状況等に関する膨大なデータを一元管理し、施設運営状況の点検・評価結果、施設の劣化状況等の各種情報を分析する必要があることから、公共施設マネジメントシステム（以下、「システム」という。）を導入する。

本システムの導入においては、プロポーザル方式により、システム及び事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

### 2 業務委託内容

別紙「仕様書(案)」のとおり

### 3 提案限度額

#### (1) 公共施設マネジメントシステムの導入

8,800,000 円（税込）

#### (2) 運用保守（60 か月）

16,500,000 円（税込）

※ 各提案限度額を超えた見積金額の提案は、無効とする。

※ 提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

### 4 契約期間（予定）

#### (1) 公共施設マネジメントシステムの導入

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### (2) 運用保守

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（60 か月）

### 5 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 過去に地方公共団体と委託契約を締結し、公共施設マネジメントシステムの導入及び運用保守を行った実績を有していること。

## 6 スケジュール

No.	事項	日程
1	募集要項の公表・提出書類等の配付	令和7年4月23日(水)から 令和7年5月23日(金)17時まで
2	質問受付期間	令和7年4月23日(水)から 令和7年5月12日(月)17時まで
3	質問に対する回答（中間締切日） （令和7年4月30日（水）17時までの受付分）	令和7年5月9日(金)17時（予定）
4	プロポーザル参加希望書の提出	令和7年5月12日（月）17時まで
5	質問に対する回答 （令和7年4月30日（水）17時から令和7年5月12日（月）17時までの受付分）	令和7年5月16日(金)17時（予定）
6	提出書類受付期間	令和7年5月19日(月)から 令和7年5月23日(金)まで いずれも9時から17時まで （ただし12時から13時までを除く）
7	第一次審査（書類審査）	令和7年6月上旬
8	第一次審査結果通知発送（全参加事業者）	令和7年6月中旬
9	第二次審査（プレゼンテーション等）	令和7年6月下旬
10	最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）	令和7年7月中旬頃
11	契約締結	令和7年8月1日(金)

## 7 提出書類の配付

### (1) 期間

令和7年4月23日(水)から令和7年5月23日(金)17時まで

### (2) 配付方法

区ホームページからダウンロードすること。

区ホームページ「すばやく検索メニュー」→「事業者の方へ」→「事業者向けプロポーザル」

## 8 プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加希望書」（様式第1号。以下「参加希望書」という。）を電子メールにて文京区企画政策部企画課宛に必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

### (1) 受付期間

令和7年5月12日（月）17時まで

## (2) 提出方法

前述の区ホームページから参加希望書をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

なお、メールの提出先及び件名は、以下のとおりとし、送信時に開封確認設定を行うこと。

【提出先】文京区企画政策部企画課

件名：「文京区公共施設マネジメントシステム導入業務委託：プロポーザル参加希望  
（事業者名）」

文京区企画政策部企画課メールアドレス：b050500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用。

## 9 質問及び回答

本件に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

### (1) 受付期間

令和7年4月23日(水)から令和7年5月12日(月)17時まで

### (2) 受付方法

電子メール本文に事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記の上、「質問書」（様式第6号）を作成してメールフォームに添付し、次の件名により文京区企画政策部企画課のメールアドレスまで送付すること。

また、電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【質問先】文京区企画政策部企画課

件名：「文京区公共施設マネジメントシステム導入業務委託：プロポーザル質問  
（事業者名）」

文京区企画政策部企画課メールアドレス：b050500●city.bunkyo.lg.jp

※●を@に変換して使用。

なお、電子メール以外による質問は受け付けない。

### (3) 回答方法

令和7年4月30日（水）17時までに受け付けた質問は、可能な限り、令和7年5月9日(金)17時（予定）までに区ホームページにおいて回答する。

また、令和7年4月30日（水）17時から令和7年5月12日（月）17時までに受け付けた質問については、令和7年5月16日(金)17時（予定）までに、プロポーザル参加希望を受け付けた全事業者に対し、メールで回答する。

## 10 応募方法

企画提案書類受付期間中に、次の書類を作成し、提出すること。

### (1) 提出書類

No.	内容	様式	備考
1	参加希望書	様式1	
2	参加申込書	様式2	

3	企画提案書	任意様式	別紙「企画提案書類等作成要領」に基づき、作成すること。
4	類似業務受託実績	様式3	
5	見積書	様式4	
6	法人概要・組織図	任意様式	
7	システムのパンフレット	—	
8	ISO27001 (ISMS 認証)、ISO15001 (プライバシーマーク)、ISO9001 (品質マネジメントシステム) 等の認証取得を証明できる書類の写し	—	

## (2) 提出体裁等

以下のとおり、必要書類を調製すること。

### ア 提出部数

9部 (正本1部・副本1部・選定用ファイル7部)

### イ 調製方法

- (ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は、原本とすること。
- (イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してすること。副本に添付する書類は、正本の写しとすること。
- (ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入して製本すること。なお、添付する書類は、上記(1)提出書類の一覧にあるNo.3~8の正本の写しとする。**ただし、添付する書類は事業者名が分からないようにして製本すること。**
- (エ) 用紙サイズはパンフレット等を除き、原則として、A4判とする。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とする。
- (オ) 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。
- (カ) 提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。
- (キ) その他別紙「企画提案書等作成要領」を確認すること。

## (3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については以下のとおり行う。なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなす。

受付期間	令和7年5月19日(月)から令和7年5月23日(金)まで
受付時間	9時から17時まで (ただし12時から13時までを除く)
提出方法	持参 (本件の中心的役割を担う者が持参すること)

提出先	文京区春日一丁目 16 番 21 号文京シビックセンター15 階 企画政策部企画課
留意事項	<p>ア 令和 7 年 5 月 23 日(金)17 時を過ぎてなされた申込みは、理由のいかんを問わず、無効とする。</p> <p>イ 提出書類に重大な不備があった場合は、申込みを無効とする場合がある。</p> <p>ウ 提出期限後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差替え、追加等の変更は認めない。</p> <p>エ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とする。</p> <p>オ 提出された書類等は、一切返却しない。</p> <p>カ 提出された書類等は、無断で事業者の選定以外の目的のためには使用しない。</p> <p>キ 1 事業者が複数の申込みをすることは認めない。</p>

## 11 選定方法

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

### (1) 第一次審査

第一次審査は、委託候補事業者から提出された企画提案書等を基に書類選考を行い、委託候補事業者を上位 3 者程度選定する。

### (2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された委託候補事業者から、企画提案書等に基づき 1 事業者当たり 20 分以内でプレゼンテーションを行う。その後選定委員から 15 分程度の質疑応答を行う。

プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。また、プレゼンテーションに際しては、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することは可能であるが、パソコンその他の周辺機器については、事業者で用意すること。また、会場での追加資料の配付は禁止する。

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入し、110 円切手を貼付したもの）を提出すること。

### (3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第 1 位、総合評価点の 2 番目に高い事業者を契約交渉順位第 2 位として選定する。

なお、第一次審査及び第二次審査の合計評価点が一定基準に満たない事業者は、順位にかかわらず委託候補事業者として選定しない。

### (4) 結果の通知

第一次審査の結果は、審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知する。なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知する。

### (5) 選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、区ホームページで公表する。

## 12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。なお、公開の可否は区が判断する。

## 13 辞退

書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（別記様式第5号）を令和7年5月30日（金）17時までにメールで提出すること。

## 14 参加申込書等の無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合は、無効とする。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (6) (1)及び(5)に該当する場合においては、指名停止取扱要綱に基づき指名停止を行うことがある。

## 15 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定する。契約交渉順位第1位の候補事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の候補事業者が契約締結までの間に5の参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の候補事業者を繰上げ、協議を行うこととする。

## 16 留意事項

### (1) 参加申込書等の取扱い

提出された参加申込書等は、返却しません。提出された参加申込書等は、提出者に無断で、本プロポーザルにおける事業者の選定以外の目的のために使用しない。

### (2) 費用負担

プロポーザル参加に要する一切の費用は、全て応募事業者の負担とする。

## 17 事業担当

文京区企画政策部企画課 野上・正村・郡司

電話：03-5803-1126 FAX:03-5803-1330